# 「ごみの分別と出し方」広告募集要項

| | |
|---|---|
| 1　掲　載　場　所 | ごみの分別と出し方(Ａ２)の表紙下部 |
| 1　使用予定時期 | 令和８年度版ごみの分別と出し方の配布期間中(令和８年３月～令和９年３月) |
| 1　募　集　数 | 2枠<br>※掲載する位置は市で決定します。 |
| 1　作　成　部　数 | 35,800部 |
| 1　掲　載　料 | １枠　50,000円(消費税及び地方消費税含む)<br>※掲載料は、ごみの分別と出し方作製後、納入していただきます。<br>※納付された掲載料は、特別な事情が無い限り還付しません。 |
| 1　広　告　規　格 | 縦　45　mm　×　横　85　mm<br>※印刷色は、4色刷。<br>※文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。<br>※犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。<br>※広告の中に広告主の連絡先を明記すること。 |
| 1　広告募集期間 | 令和７年１１月４日(火)から令和７年１１月２５日(火) |
| 1　申　込　方　法 | 広告掲載申込書に掲載しようとする広告案(電子媒体及び紙出力したもの)を添え、市税の納税状況の調査同意書とともに提出 |
| 1　問合せ及び申込先 | 〒484-8501　(郵送の場合、所在地の記載は不要)<br>犬山市環境課　ごみ処理担当<br>電話 0568（ 44 ） 0344 |
| 1　掲載できない広告 | ①法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの<br>②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの<br>③政治性、宗教性のあるもの |

④社会問題についての主義主張
⑤美観風致を害するおそれがあるもの
⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
⑦その他広告媒体に掲載する広告として、市長が適当でないと認めるもの等、
「犬山市広告掲載基準」による。

※掲載にあたっては、「犬山市広告掲載事業実施要綱」に基づく審査等があります。審査の結果、広告掲載が適当と認められる者が募集数を上回った時は、市内に事業所等を有する者、公共性が高いと判断される事業内容を優先します。同等の内容に備えた事業者が募集数を上回った場合は、抽選により決定します。

※配布予定数は、例年実績等に基づき変更となる場合があります。

※お申し込みにあたっては、犬山市広告掲載事業実施要綱、犬山市広告掲載基準をご覧ください。